

## 大和高田市隣地取得補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、狭小地又は未接道地とその隣地の統合を促進することで市内の空家の発生の抑制及び解消を図り、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するため、狭小地又は未接道地とその隣地を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭小地 面積が100平方メートル未満の私有地（国又は地方公共団体以外の者が所有する土地をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 未接道地 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は第2項に規定する道路に2メートル以上接しない私有地をいう。
- (3) 隣地 狭小地又は未接道地（以下「狭小地等」という。）と2メートル以上接する私有地をいう。
- (4) 隣地取得 狭小地等とその隣地であって自己の所有に属する土地又は自己の所有に属する狭小地等とその隣地を、住宅、事業等の用地として一体的に利用し、適正に管理することを目的として、当該狭小地等又は当該隣地の所有権を新たに取得する行為をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、隣地取得後の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象となる者が次の各号に該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体又はこれらの団体から同種の助成等を受けている者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 暴力団（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団排除条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する隣地取得とする。

- (1) 隣地取得に係る狭小地等及びその隣地が次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 申請時点において、それぞれ異なる個人又は法人の所有に属するもの
  - イ 大和高田市空家等対策計画の対象地区内にあるもの
  - ウ 公共事業の補償の対象となっていないもの
  - エ この告示に基づく補助金の交付を受けたことがないもの
- (2) 隣地取得に係る狭小地等及びその隣地が、当該隣地取得により補助対象者の所有に属し、その旨登記されること。
- (3) 隣地取得に係る狭小地等及びその隣地が隣地取得後10年間、一体的に利用され、適正に管理されることが、補助対象者により確約されていること。
- (4) 隣地取得に係る狭小地等又はその隣地に建築されている住宅等を少なくとも一つ除却し、一つの住宅等の用地として一体で利用すること。
- (5) 相続又は贈与による隣地取得でないこと。
- (6) 補助対象者が、狭小地等又は隣地の所有者（当該所有者が法人の場合はその代表者）と親族（2親等内の親族である者をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 未接道地とその隣地の隣地取得の場合にあっては、未接道の解消が図られること。
- (8) 狭小地等が申請日の過去2年以内に分筆（市の事業への協力に伴う分筆を除く。）をしていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象に係る費用のうち、次に掲げる経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 不動産取得に係る仲介手数料
- (2) 測量及び境界明示費用
- (3) 登記費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 狭小地とその隣地に係る隣地取得の場合 狭小地とその隣地に係る補助対象経

費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(2) 未接道地とその隣地に係る隣地取得の場合 未接道地とその隣地に係る補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。

(3) 狭小地及び未接道地とその隣地に係る隣地取得の場合 狭小地及び未接道地とその隣地に係る補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和高田市隣地取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請者と、狭小地等又は隣地所有者との売買契約を締結するまでに市長に提出しなければならない。

(1) 狭小地等及び隣地の所在地、位置関係、接道状況、隣接状況が分かる書類（位置図、公図の写し、現況写真等）

(2) 狭小地等及び隣地の所有者が分かる書類（登記事項証明書等）

(3) 隣地取得に必要な建築物等の除却工事の見積書及び工程表の写し

(4) 大和高田市隣地取得補助金に係る誓約書（様式第2号）

(5) 市税に滞納がないことを証する書類

(6) 狭小地等又は隣地の所有者（当該所有者が法人の場合はその代表者）と親族関係でないことを証する書類（戸籍謄本等）

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、大和高田市隣地取得補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付決定を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、大和高田市隣地取得補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更又は中止の届出）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかに変更届（様

式第5号)により、市長に届け出なければならない。

2 補助金交付決定者は、申請を中止しようとするときは、速やかに中止届出書(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(完了の報告)

第10条 補助金交付決定者は、実績を報告するときは、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 完了実績報告書(様式第7号)
- (2) 補助対象経費に係る契約書、明細書、請求書及び領収書の写し
- (3) 狭小地等又は隣地を取得したことを証する書類(登記事項証明書等)
- (4) 建築物等の除却工事の状況及び完了が確認できる写真又は書類
- (5) 建築物等の除却工事に係る撤去・処分及び収集運搬を証する写真又は書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、大和高田市隣地取得補助金交付確定額通知書(様式第8号)により、速やかに補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消すときは、速やかに、その旨を大和高田市隣地取得補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この告示で定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。